

島本町住民福祉審議会の要点録

(平成22年3月9日現在)

1	会議の名称	平成21年度第5回次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会		
2	会議の開催日時	平成22年2月26日(金) 午後2時00分~同4時00分		
3	会議の開催場所	島本町立体育館 2階 研修室	公開の可否	可・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	民生部子ども支援課	傍聴者数	6名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
6	出席委員	松本委員(部会長)、井上委員、今井委員、大路委員、加藤委員、西崎委員、延原委員、岡田委員、矢野委員、山根会長 <div style="text-align: right;">(以上10名)</div>		
7	会議の議題	(1) 計画の素案について (2) その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度第5回次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定に関する部会次第 ・ 島本町次世代育成支援対策行動計画後期計画(素案)に関するパブリックコメント ご意見と町の考え方 ・ 「島本町子育て支援プラン(次世代育成支援対策行動計画後期計画)」(計画素案) ・ 参考資料「前期計画の答申内容」 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

平成 21 年度第 5 回次世代育成支援対策行動計画（後期計画）

策定に関する部会 要点録

日時：平成 22 年 2 月 26 日（金）午後 2 時～午後 4 時

場所：島本町立体育館 2 階 研修室

（ 1 ）計画の素案について

事務局

- ・資料 1 「次世代育成支援対策行動計画後期計画（素案）」
- ・資料 2 「次世代育成支援対策行動計画後期計画（素案）に関するパブリックコメントご意見と町の考え方」
- ・参考資料「前期計画の答申内容」

部会長

忌憚のないご意見をいただきたいと思います。パブリックコメントの内容について、審議が必要となるものや、計画への反映が必要なものについてもご意見をお願いします。

委員

資料 2 の 3 ページ連番 5 の 3 段落目からの意見に対して、町長の施政方針で民営化は不可避との考え方が示されたとおっしゃいましたが、それについて質問をさせていただきます。

連番 15、17、21、23 の意見に対して、町の考え方として「協議を行う」といっておられますが、今までどのような協議をしてこられたのでしょうか。

それと、連番 17 では「説明責任を果たしてください」、連番 21 では「きちんと提示してください」との意見があり、これらの意見に対して町は「理解を得るため、さまざまな機会を活用していく」と言っておられますが、これはパブリックコメントだけに対する考え方なのでしょうか。それともこれまでのことを踏まえての考え方なのでしょうか。

あと、パブリックコメントをみると、町の考え方があまりにも未だに理解されていないように思います。ずいぶん話し合っ、町長の施政方針も出たはずなのに、あまりにもみなさんに理解されていないということは、今まで町民に対して説明しなかったのか、それとも説明不足だったのでしょうか。

事務局

基本方針について、大変たくさんのご意見、ご質問等をいただいております。

子育て支援プランについてはグランドデザインということで、その内容については詳細に定めるものではありません。

多くご意見をいただいた中で、過去に協議をしてきたかということでございます。これまでの経過を申しあげますと、平成 18 年 12 月に就学前の子ども教育と保育環境の整備について、行政として保護者の皆さまにお示しさせていただきました。

また、12 月からそれぞれの保育所や保護者の方を対象に説明会を開催させていただきました。も

ちろん、現場の保育士、臨時職員等も対象にした説明会もさせていただきまして、その後一度、保護者の方の中からメンバーを選出いたしまして、今後、計画をすすめていくに当たって、何か会がもうけられないかということに関する説明もさせていただいております。

そういった中で、平成 19 年度 4 月以降、町長が諮問する場として住民福祉審議会が設けられ、12 回にわたって、第二保育所、第四保育所、就労支援型幼稚園の保護者の代表の方一名ずつ出たいて、当事者の方や有識者の方も含めた中で基本方針についてご審議をいただきました。

ただ、最終的には、審議会のなかでも、「審議は尽くした」と言われる方もおられますし、「審議は尽くされていない」「審議の継続を望む」という方もいらっしゃいました。賛否さまざまなかで、最終的な答申ではありませんが、審議の内容を斟酌してもらうということで、要点録を町長にいただいた訳でございます。町長はその審議内容、要点録を勘案して、町政の舵取りをしていく中で、何が課題か見定めたくて、平成 20 年度の施政方針で、この基本方針について取り組んでいかなければならない責務として考えを表明されたものだと考えております。

その後、具体的な形で事務は進んでおりませんでした。保護者の方との意見交換等の中で、例えば、指定管理者制度はどうかとか、民営化され体制が変わることによる子どもへの影響を緩和する方策はないのか、また、島本町の高い保育の質を継承していくための方策は何かということが課題認識としてあったわけでございます。

昨年 4 月以降、事業として進めていくべきとの方向性に立ち、町の担当職員も保育所の保護者の方も変わっておりますので、コミュニケーションをとる必要があるということで、保護者会などに出向くなどの取り組みを昨年来させて頂いております。あと、11 月には第二保育所で 1 回、第四保育所で 2 回説明会を実施させて頂きました。また、12 月には第二保育所と第四保育所で 1 回ずつ、町長以下、総合政策部、総務部、教育委員会、民生部の関係職員が参加して、基本方針の概要を説明させて頂きました。

3 年前と内容が変わっていないということを含めて、またデータについては 3 年前から変わっている部分などもお示ししながら、課題は変わっておりませんので、基本方針の内容、エッセンスについても変わっていないということで、事業を進めて行きたいという思いを保護者の方にご説明させて頂きました。

さらに、1 月については担当職員が保育所に出向いて、個別で対応できる機会を設けさせて頂きました。結果的には第二保育所では 2 日間で 1 人、第四保育所でも 2 日間で 7 人からご質問を頂きました。それに引きつづいて、要点録を配布してご意見を紙で聴取できたらと思っております。

説明については十分にさせて頂き、細やかに意思疎通を図っていかなくてはいけないと思っておりますが、大勢の前での説明会もあります。色々な手法を活用して説明責任を果たしていかなくてはいけないと思っております。

実施時期について、きちんと提示してというご意見についてですが、関係専門職員や保護者と調整して進めていくものですので、現在は未定ということでございます。

また、パブリックコメントを受けて町の考え方が出てきた訳ではありません。今まで住民福祉審議会や保護者からご意見等を頂いておりますので、それらを踏まえて、保護者の方にアカウンタビリティを果たしていくべきか、ということで事務を進めて参りました。

部会長

町行財政改革プランに基づいた形で民営化の方向も考慮するという打ち出しがあったように記

憶しております。従って、それに沿った形で保護者の方のご意見をお伺いしているということだと思えます。

島本町の町行財政改革プランの方針のひとつの中で、質問のあった部分について、実際に施行途中ということで協議されていると理解させていただきます。最終的に説明があったように、このことがいつ施行するのかということは一切出てきておりません。従って、現在はっきりしていることは、民営化の方向で検討するということしか正式には出ておりません。それらを踏まえて、きちんとした形で説明をされているわけですが、保護者というのは主に第二保育所の保護者と理解してもよろしいでしょうか。

事務局

主に第二保育所の保護者ということです。

部会長

それ以外にはどこの保護者に説明をされたのですか。

事務局

同じ町立保育所の保護者ということで、第四保育所の保護者の方を対象としています。山崎保育園の保護者の方については、説明という形はとっておりませんが、広くご意見を頂けるよう門戸は開いております。

部会長

これは幼稚園にも関わる問題だと思うのですが、第一、第二幼稚園の保護者には説明をされたのでしょうか。

事務局

教育委員会所管でございますが、第一幼稚園については説明がなされていると聞いております。

委員

今までの意見を踏まえて出された考え方ということで、それについては建設的であると理解しました。ただ、3年も過ぎているので、忘れている方や初めての方もいらっしゃると思います。また、何か保護者の方も疑心暗鬼になっているようにも思いますので、その点を踏まえてこれからも取り組みを進めていただきたいと思います。

委員

本日はパブリックコメントの意見を踏まえて計画素案を検討することが中心的な課題であると思えますので、町の考え方などを読ませて頂いた感想を踏まえて意見を述べさせていただきます。

町の考え方が、基本方針から全然変わっていないということがわかりました。本当に基本方針に縛られているというか、固執しているということです。

また、審議会で過去に審議したことがほとんど取り上げられていない。いわば、審議会がセレモニー化しているように思いました。本当に一生懸命審議したのにむなしいです。

あと、保護者を軽視しています。保護者や町民が意見したことについて、誠実に答えているように感じがしません。はっきりしているのは財政的な理由のみなのです。

先ほどもご指摘があったように、基本方針がでて3年間たって、未だに保護者や町民で納得していない人が多いということは、この基本方針自体に無理があり、町が説明責任を果たしているとはいえないと思います。この事実は非常に重いです。少なくとも、以前のような強引なやり方で民営化を進めないようにしてほしいです。また、就労支援型幼稚園についても、よく検討をして欲しいです。

事務局

私ども部長以下、強引なやり方をする考えは毛頭ございません。

保護者の方への説明についても、パブリックコメントの意見などを真摯に受け止めまして、意見聴取をする形で民営化に向けては進めて行きたいと思います。決して時期を決めて、その時期で見切り発車ということは担当としては一切思っておりませんので、その点についてはご報告させていただきます。

委員

ということは、以前とはかなり姿勢が変わってくるということですね。

事務局

少なくとも、担当としてはそのようなスタンスで臨んでおります。

委員

民営化されるのかしないのか知りませんが、民営化をした場合、対象の保育園の保護者や現場の職員は大変なのです。そして、一番しわ寄せを受けるのは子どもなのです。だから、本当に保護者が納得して、保護者が協力をしてもらうようにしなければ、混乱が起きると思います。

実際、民営化を進めている保育所などでは混乱が起きていますし、子どもが登園拒否をしたりという事態が起こっているのですから。やはり、現場の職員や保護者の納得、協力が必要となります。

委員

民営化については、反対ということはないが、時期尚早だと感じます。民営化を進めるのであれば、民営化した場合、どうなるのか、どう変わるのかということを審議会ですっかりと検討するべきだと思います。民営化のメリットとデメリット、費用の点など詳しく、せっかく審議会があるので、説明をして討議してもらいたいと思います。

部会長

委員の意見はごもっともだと思いますが、現在策定をしている行動計画については、当然実施計画が伴い、施行が伴ってくると思います。従って、その段階で、委員からもご指摘があったように、詳細に渡るメリット、デメリットなどを保護者や関係者に説明をし、意見を聞き、修正すべきところは修正して、実施に移していくということが必要不可欠となってきます。

事務局も決してゴリ押しでそれをやるということではないと明言しておられますので、この件に

ついて、当審議会では委員のみなさんの付帯意見として、きちんとした形で町長に答申をするという姿勢をとりたいと、議長としては思うわけですが、いかがでしょうか。

委員

行政と保護者、住民とのボタンのかけ違いがあって、とにかく説明をして欲しいという意見が出ておりましたので、今のような事務局のお答えがございましたので、安心しております。

部会長

委員の総意として、付帯意見として、答申に付加していくことに異存はありませんか。

委員

付加するのは、どのような意見をどのような格好で付加するのでしょうか。

部会長

今みなさんから出された意見として、十分な審議、討議、内容の精査などを通して行って頂きたいと言った付帯意見になろうかと思えます。ただ、文章については、今ここで提示できませんが、十分に検討したものを付帯意見として付加すべきかと思っております。

委員

パブリックコメントは実施して実質的に良かったと思います。誤解によるとみられる意見もありますが、人の情報に対する認識というものは、おおよそそのようなもので、我々もすべての最前線の、最新の情報を知っているわけではありません。そのような人の意見がこれだけ出てきたということは大変良いことですから、この意見をきちんとまとめたものを付加できれば良いと思います。

私は正直なところ、民営化について全くニュートラルな立場なのですが、民営化自身は良いことでも悪いことでもなく、要は扱い次第なのです。予算削減だけならサービスを低下させれば済むことです。問題はサービスの維持と向上のために、どのように民間の活力を活かせるかが重要なのです。

また、それによって、地域の雇用が増えて、地元でお母さんが働いてくれたら不安も軽減するでしょう。しかも地域所得は増え税収もあがります。公立では税収がないのです。見落としがちですが、郵政についても、戻ってしまったので税収が無くなってしまったのです。

町が行財政改革を進める場合、民営化についてはプラス面とマイナス面の両方があるので、予算削減すること、されることだけの観点での民営化の考え方は止めて欲しいのです。やり方次第なのです。知恵を集めなくてはいけないのです。どのようなサービスを楽しむのかという、さらに質を上げるには中身の業務評価が重要になってきます。専門家は周辺などを比較検討しながら代案を示し、みんなでしっかりと現状を認識して、もっとオープンに検討するべきだと思うのです。

委員

民営化をすることで、設備を良くするなどして、費用が高くなることもあると思うのです。ただ、民営化に反対しているわけではなく、民営化のメリットとデメリットを提示して頂き、しっかりと協議できるようにしてほしいのです。

委員

例えば、優先順位というか緊急度の問題もあると思います。今保育園には0歳児は半分いるとしたら、その子たちが育つまでは民営化せずに置いた方がいいとか、もっと具体的に調べないといけません。現状を変えるということは、何らかの摩擦が絶対起きるのです。そこをみんなでオープンに議論して、デメリットができるだけ少なくなるような知恵を出しあう必要があります。

もっと中身を精査すべきかと思っております。今の計画の内容については、概ね網羅されていますので、あとは運用などの仕方によりますので、行政が現場の方や委員の方のお知恵を借りながら進めるのが意味のあることだと思います。

委員

民営化をする際、大学などで入学生がいた場合は、その学生が卒業するまでは閉校できないのです。ということは、町立の保育所を民営化する場合、0歳で入った子が6歳で保育所を出るまでは、原則的に民営化できないのです。やはり、性急にやってはいけないということなのです。時間をかけて、納得しながら進めていくべきことなのです。

部会長

委員の皆様から民営化についての意見などを出してもらいましたが、それ以外でパブリックコメントについてご意見を頂けたらと思います。

私からお願いがあります。パブリックコメントを通じて、修正した箇所があると思いますが、その箇所だけをピックアップして説明していただけますか。

事務局

パブリックコメントの意見を受けて、直接的に内容を大幅に修正した箇所は多くありません。プランにあたっての答申を頂く中で、委員の皆様からパブリックコメントの意見を斟酌して付帯意見を考えて頂ければと思っております。プランと付帯意見をあわせまして、事業を進めていく中でそれらを斟酌して進めて行きたいと思っております。

具体的に申し上げますと、今現在プランに記載できるものとしては、81ページにあります「学童保育の充実」に関する町独自の目標値でございます。学童についても待機が出ないように、小学校4校で対応させて頂いております。そして、4年生以上については、障害をお持ちのお子さんということで、条件を付けさせて頂いておりますが、目標値をお示しさせて頂いております。

プランにパブリックコメントの意見をもう少し反映できたら良いかとは思いますが、今後実際に事業を進めていく過程で具体化できたら、また、付帯意見で委員の皆様からご指摘いただけたらということで、これを並行して進めて行きたいと思っております。

委員

素案の35ページや45ページで「割」と「%」の表現が混在していますが、何か意味があるのでしょうか。

事務局

イメージとして捉えやすいように「割」を使用しているところもございます。また、微妙なところについては「%」を使用しております。

部会長

表現については再度ご検討をお願いします。

委員

障害者の「害」という文字については、ひらがなの「がい」の直して頂きたいです。

事務局

現在、ひらがなの「がい」の文字が広く使われておりますが、国の法律などでは従来どおり「害」の字が用いられております。ただ、各自治体では大元になる障害施策を検討する委員会等で検討して、使用する文字を決めておられます。ただ、本町の障害施策を検討する委員会においては、本町の方針として、現時点においては従来どおりの漢字で表記していくと決めております。それに伴いまして、このプランについても「害」という漢字を使用させて頂いております。

委員

わかりました。

部会長

人権政策の分野では、「害」という漢字は好ましくないという位置づけになっておりますので、町においても町の施策等ではひらがなの「がい」の方が望ましいのではないかと個人的には思いますので、ご一考をお願い致します。

委員

追加資料の最後の枠の町の考え方で、「なるべく丁寧に」とありますが、「なるべく」という表現は削除したほうがよいのではないのでしょうか。

事務局

削除させて頂きます。

委員

素案の 49 ページで「早期発見・早期発見」となっていますが、「早期発見・早期対応」に修正をお願いします。

委員

民営化については、各地で民営化反対の裁判が起っています。最近では、横浜市での民営化訴訟について最高裁で判決が出たのをご存知でしょうか。「保護者には選んだ特定の保育所で、保育を受ける権利がある。保護者の納得と合意が民営化には必要である。」という判決が出ています。だから、その判決も踏まえて民営化は検討してください。誤ったら、裁判が起ります。それは一

番不幸なことです。

事務局

その判決内容については、精読させていただきます。

委員

前回、中学校給食について質問をさせて頂いたとき、「中学校給食については考えていない」という回答を頂きましたが、議会だよりを見ますと議員からの中学校給食に関する質問について、「今後研究をしていく」という回答をしておられました。

事務局

前期計画以前から、行政では中学校給食の導入については課題として捉えておりました。前期計画では目標年次は掲げず、「検討」ということで5ヵ年、工程表で提示させて頂いております。今回の後期計画については、特段明記はしておりません。詳細を把握はしておりませんが、中学校給食を導入することについては相当の課題があるかと思っております。

近隣市町では全校導入や一部導入などもございますが、議会だよりのなかでは、保護者の負担軽減ということで議員からご質問があったのかと思います。個人的な意見としては、児童虐待、ネグレクトということで、お弁当を十分用意していないご家庭もあると聞いておりますし、ワークライフバランスという視点からも、中学校給食の導入は良い方向性であるとは思っております。

ただし、現状での実現は難しいということで、教育委員会との協議の結果から、プラン素案では明記しておりません。

部会長

素案 62 ページの表記にとどめているということですね。

委員

あと、今回のパブリックコメントでは学童保育のことと、校庭開放などについても意見が出ています。学童保育以外の子どもたちの放課後の居場所づくりということですが、長岡京市では校庭開放をやっているということですが、なぜ島本町ではできないのでしょうか。

事務局

近隣市町においては校庭開放を導入しているところもあるかと思いますが、学校教育課所管として回答させて頂いておりますとおり、校庭開放を実施するのであれば利用者の危険防止ということが必要となり、危機管理という観点や管理にあたる指導員をおくという体制的なこともありまして、現時点では困難さを伴っているということです。他市町の状況を調査研究して今後の展開を考えるというコメントを考えさせて頂いております。

自由ではありませんが、放課後子ども教室において、子どもさんに対する指導、居場所などを提供しております。

委員

管理上の問題で、監視員とか指導員とかがいるということで、その費用がネックになるということです。結局、すべてで費用の件が出てくるのです。とにかく財政改革プランというのがネックなのです。

財政改革プランでは、赤字の原因分析もなく、歳出することだけを如何に削るのかというプランで、歳入を増やすという視点がほとんどないのです。あと、厳しい限られた予算の中で、何を優先して行くのかという哲学も感じられないのです。

子ども達に関連する予算、保育や教育や医療の予算は町の将来に対する投資であって、削ってはならないのです。削るとしても最後に削るものだと思います。本当に歳入を増やすため、人口増を目指すなら、子育てに手厚い自治体であるという売りが最も効果的なのです。だから、もう少しそういう見識を持って欲しいのです。特に町長です。事務局の皆さんは町長の言うことを聞かなくてはいけませんので、ご苦労はよくわかりますが。

部会長

そこまでいくと、少し行き過ぎの感というか、言い過ぎの感もありますが。

私から少し言い辛いのですが、実は校庭開放ということは現実にやってきました。その中で、起きた事故についてはすべて学校長が責任を負わなくてはいけないのです。学校の管理責任者は学校長なのです。そうすると、学校長の責任において、校庭を開放するということは、職員に監視などをして事故が起こらないようにしてくれということなのです。

例えば、中学校内の施設は小学生には対応しておりませんし、小学校内の施設は幼稚園児や保育園児には対応しておりません。それらに関してすべてに対応するためには、相当な配慮がいるわけです。しかも、何か事故が起きると、全国的に見てもほとんどが裁判沙汰になっているのです。管理責任に対するものです。

だから、単に財政的な問題ではなく、そのようなことも大きなネックになっているということもご承知置き願いたいのです。

委員

放課後も校長に管理責任があるのですか。

部会長

あります。全責任が校長にあります。単に財政的な問題だけではないのです。

委員

しかし、最終的には教育委員会の責任なのでしょう。

部会長

管理責任は学校長がとりますが、学校長に落ち度がない場合は、教育委員会がいわゆる責めを負うという形になっております。

他にご意見はございますか。

前回の全体会で、会長から「部会で審議された内容について、採決を取られましたか」という質問を部会長として頂いております。従いまして、最終的に答申するにあたって、付帯意見も含めて

最終的に皆さんの賛否を取っておきたいと思います。

それでは、先程民営化については慎重なる対応ということで、十分な配慮をしたうえでの計画の実施に踏み切られたいという、文章内容については事務局できちんとした形で作成して頂きたいと思います。今ここで皆さんと作成するというのは少ししんどいかと思いますので、みなさんの意見をきちんと総括するというのを前提に、そう言ったものを付加するという点については、ご異議はございませんね。

委員

少し待ってください。参考資料の前回の答申の内容を見ると、「島本町子育てプランについては妥当と認めます。」とあり、その上で付帯意見が記載されています。まずは、このプランを妥当と認めるかどうかについて、採決を取って頂きたいです。

私は妥当と認めたくはないのです。一応採決を取って欲しいです。

部会長

プランを全面的に否定しておられる訳ではございませんね。

委員

否定しているわけではありません。「概ねよし」というのであれば、百歩譲って賛成してもいいです。

部会長

付帯意見をつけたうえで、この審議会としては「概ねよし」ということで答申することはできるかと思いますが、いかがでしょうか。

委員

それは委員の皆さんで諮ってください。あと、付帯意見については、もう少し検討する必要があるのではないのでしょうか。参考資料の前回の答申の付帯意見を踏襲すると、当たり障りの無い付帯意見になってしまいます。

委員

私は反対の意見です。付帯意見の文言については、事務局が検討されて、次回の全体会でみることになると思います。ただ、付帯意見が事細かに、一言一句、カチツとしたものになり過ぎると、住民のなかで十分に説明責任が果たされた後でも、その文言が足かせとなって、「説明責任が果たされていないではないか」という声も出てくる可能性もあると思いますので。その部分については、トーンについて、十分に事務局で精査して頂きたいと思います。

部会長

私も議長として、そのあたりのことを十分踏まえて文面を作成しなくてはいけないと思います。これはあくまでも行動計画ですので、実施内容について触れるものではありません。従って、その辺りの表記については、もちろん委員の皆様は十分ご承知だと思いますので、それらを汲んで文面

の作成をして頂けたらと思います。

あと、再度部会を開くとなると日程上難しいと思っております。もし、審議会委員の皆さんが真摯に出された、きつい意見も含めて、みなさんの意見が集約される文章を事務局で作成して頂きたいと覆います。作成いただいた内容については、私と会長で精査させて頂いて、3月17日の全体会に提出させて頂くということで、ご了承頂きたいのですが。

委員

やはり各委員にも原案ができたままわしてもらいたいです。そして、原案を見させて頂いて、追加してもらったり、削ってもらったりの作業をしてもらった方がいいのではないのでしょうか。

部会長

追加や削除となると、その事柄について、皆さんに諮らなくてはいけなくなります。従って、特に問題があれば、議長として最終の部会を開催しなくてはいけなくなりますが、そういうことを踏まえてご意見を頂きたいと思います。

委員

最終的な答申案の決定は次回ですよ。

事務局

答申については、もちろん最終的には全体会で決定されるものと考えておりますが、基本的には本部会では次世代育成支援対策行動計画後期計画について、もうひとつの部会では母子自立の計画について委ねられているという位置づけであると考えております。よって、本部会において、答申については決定して頂き、全体会は答申を披露する場と考えております。

委員

しかし今日の部会では決定できませんよね。「概ねよしとする」という形で、付帯意見については事務局に任せると。そして、部会長と会長が原案を精査するということですよ。それを次回の全体会において決めるということですか。

部会長

全体会では方針として出すということです。

委員

保育所の民営化の扱い方に関して、明記して追加しておくことについて言えば、実際は素案のなかにあるわけです。答申のサンプルにあるのは、基本的な方針などの概略を書いているわけですので、ここにこだわるのは、せっかくパブリックコメントの意見で有意義なものもあるので、それを文言にして1つ付け加えるのが一番スムーズだと思います。

それと、「妥当と認めます」に「概ね」を入れたらいいのですか。

委員

「概ね」という言葉を付けてほしいです。

委員

もちろん反対意見があるのは当然なのですが。

委員

そういうことをきちんと採決しなければ、全員が賛成したように思われるのが私にとっては心外なのです。私の名前も子育てプランに載るわけです。「概ね妥当」という表記であれば結構です。

委員

参考資料として出された答申のサンプルについて、「概ね」という文言を入れること。それから、付帯意見については、サンプルの内容は当たり障りがないことなのですが、保育所の関連についてコメントをもうひとつ追加すること。そして、具体的な意見については、パブリックコメントの意見にあるので、この中を見ていただくという方針でやればよいと思います。スケジュールがタイトですので、もう一回部会を開くというのは難しいと思います。

部会長

民営化の問題だけではなくて、この部会で出された色々な貴重な意見というものがあるわけです。それらの意見は事務局の方で記録されているので、それらを含めた形で、付記に記録して頂くということで、その内容について、各委員に郵送いただいて即日意見を返送いただく形をとって頂くと。

そして、各委員の原案に対する賛否を事務局で集約いただき、最終的には賛否両論のなかで、賛成多数になるか、拮抗した意見になるかわかりませんが、その辺りで判断ができるのではないのでしょうか。

今の段階でその答申の内容が示されるわけではございませんので、それについての賛成反対については、ここでは差し控えさせていただきます。ただし、付帯意見の内容については、本来的に言えば、私はもう一案出したいわけです。

付帯意見を含めた答申の内容については、皆さんの意見を事務局でしっかりと集約をして頂くとともに、私と会長とで責任を持って精査させて頂くということで、皆さんの了承が得られるなら、そのようにさせて頂きたいのですが。

他の委員のご意見はどうでしょうか。

委員

しっかりと意見を集約して頂けるのであれば、部会長と会長にお任せします。

委員

お任せします。

委員

お任せいたします。

各委員 特に異議なし

部会長

私と会長で付帯意見を含めた答申の内容については、責任を持って精査させて頂くこととします。ただし、細かい意見を網羅するものではありません。しっかりと意見を集約させて頂き、提示させていただきますので、よろしくお願い致します。

本部会として最終の確認を取らせて頂きます。皆さんのお手元にございます「島本町次世代育成支援対策行動計画後期計画」の素案について、本日の部会で審議を終えることについて意義はございませんか。

各委員 異議なし

部会長

貴重なご意見を多数賜りまして、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。

それでは本日の会議は終了致します。ありがとうございました。

(2) その他